

音更町附属機関設置条例（関係分を抜粋）

平成22年3月23日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもって組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関に属する執行機関の規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

《省 略》

附 則（平成25年4月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
《省 略》				
町長	音更町子ども・子育て会議	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事 2 支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事 3 支援法第61条第1項の規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事	25人以内	2年

		4 その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。		
《省 略》				

備考 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

音更町子ども・子育て会議規則

平成25年4月26日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の教育関係団体等を代表する者
- (3) 町内の保育関係団体等を代表する者
- (4) 町内の労働関係団体等を代表する者
- (5) 町内の子育て関係団体等を代表する者
- (6) 保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者をいう。）である町民
- (7) その他町長が適当と認める者

2 委員は、再任を妨げない。

3 第1項第6号及び第7号に掲げる委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否の同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会長は、審議事項につき必要に応じて、子ども・子育て会議に検討組織を置くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。